

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」  
の閣議決定を受けて

平成 24 年 11 月 16 日  
全 国 町 村 会

昨日、政府は「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」を、閣議決定した。

本会は、これまで、地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自律的に展開できるよう、地域主権改革の推進を求めてきたところである。

しかしながら、地域主権改革の一環とした今般の「国の出先機関改革」については、①東日本大震災を踏まえ、災害時の危機管理体制等が現実に機能するか懸念、②手上げ方式により、一つの国の中で特定広域連合が担う地域と、引き続き国が担う地域が混在することで、強力な体制が維持できるのか十分な検証が必要、③特定広域連合内のインフラ整備等の利害調整が上手くいくのか疑問も残る—等多くの町村長が危惧していることを指摘し、拙速に進めることのないよう繰り返し政府に求めてきた。

このように、依然として町村長の懸念が払拭されない中で、国会提出の見込みすらないまま法律案を閣議決定したことは極めて遺憾である。

地方分権改革の本来の主旨に立ち返り、基礎自治体を重視した分権型社会の構築を強く望む。